

公 示 送 達 書

伊 佐 市 告 示 1 2 5 号
令 和 8 年 9 月 9 日

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。なお、この書類は、伊佐市役所税務課において保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

伊 佐 市 長 橋 本 欣 也



送 達 文 書	氏 名
令和 8 年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼領収証書（第 4 期）	齊藤 小夜子

備考 地方税法第 20 条の 2 の規定により掲示をした日（9 月 9 日）から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。